

(令和元年6月25日メール審議了)

全国高等専門学校剣道競技専門部

### 竹刀検量等に関する規則改正へ対応について

平成31年4月1日に改正、施行されました剣道試合・審判規則に伴う第54回全国等専門学校体育大会剣道競技の大会運営について、剣道競技専門部で慎重に審議した結果、次のように対応することとします。

剣道試合・審判規則改正について

(参照：全剣連 HP <https://www.kendo.or.jp/information/20190329/>)

1. 細則 第2条 規則第3条 (竹刀) については、これまでの大会と同様に、旧規則の竹刀の基準に従い大会要項に記載のとおりで竹刀検量を行う。

ただし、「ピース (四つ割りの竹) の合わせに大きな隙間のあるものや安全性を著しく損なう加工、形状変更をしたもの」および「(新規則) ちくとう部直径が規定の寸法に比べ明らかに細いもの」については、竹刀検量時に点検 (検量) を行い、その規則に抵触する場合は、剣道競技専門部で確認の上、竹刀使用を認めない。

2. 細則 第3条 規則第4条 (剣道具) については、規則に従った安全な剣道具、剣道着を使用すること。細則 第3条および第15条に従って大会運営を行う。

なお、このことについては、従来から「全国高等専門学校体育大会剣道競技運営に関する申合せ事項」に記載しており、各校、各選手でご確認下さい。

(理由)

1. 規則改正の実施について全日本剣道連盟に問い合わせをしたところ、「安全には十分留意して頂き大会主催者の判断で大会運営を行って下さい」という回答を頂いた。  
また、改正された規則の適用については、全剣連主催の大会である旨の通知があること。  
愛知剣連通知 (参照：<http://www.owarikenren.org/201904siaikisokukaisei.pdf>)
2. 竹刀検量の器具、測定方法が明確でないこと、器具の販売 (7月) が大会直前となっており、器具の購入ができない場合もあり、大会運営に支障が起こることが予想される。
3. 各地区専門委員、顧問教員からも上記の理由から次年度以降の大会で実施して欲しいという要望が多かった。
4. 大会審判長、大会開催校ともご相談し、上記のことを確認し、対応を決定した。

なお、上記の対応に至る審議過程については、各地区専門委員にお問い合わせ下さい。

以上